

目 次

	ページ
告 示	
15 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正……	2
監査委員公表	
定例監査（財務監査）結果の公表について ……………	3

新潟県市町村総合事務組合告示第15号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和5年11月10日から実施した。

令和5年11月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店 (略)			(1) 総括店 (略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
新潟市事務所	(略)	(略) " 山木戸支店 " 小針支店 (略)	新潟市事務所	(略)	(略) " 山木戸支店 " <u>学校町支店</u> " 小針支店 (略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 定例監査（財務監査）結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定並びに新潟県市町村総合事務組合監査基準に基づき、定例監査（財務監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 田 中 清 善

### 1 監査の対象

令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までに行われた交通災害共済の会費収納事務の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（担当課：交通消防課）

### 2 監査の実施日

令和 5 年 10 月 26 日

### 3 監査の着眼点

- ・法令等に適合し、正確であること
- ・最少の経費で最大の効果を上げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていること

### 4 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、担当課から提出された資料、提示のあった関係書類等の閲覧及びこれらに係る担当課の説明の聴取その他の監査手続を実施した。

### 5 監査結果

監査の結果、上記監査の対象に係る事務等はおおむね適正に行われているが、次の事項について改善の必要があると認められた。

今後は、必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。

[指摘事項]

市町村事務所で保管することになっている新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳の保管状況の不備